

令和7年度

熊野古道伊勢路環境整備事業総合補助金

の募集について

熊野古道伊勢路の沿線地域において、伊勢路を良好な状態で保全するとともに、来訪者が安全・快適に歩くための観光インフラ整備の促進を図るため、伊勢路の保全活動、トイレ整備、案内標識等の整備を実施する場合に、その費用を支援します。

補助対象者

伊勢路沿線地域の市町

(伊勢市、玉城町、多気町、大台町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町)

補助対象事業

① 伊勢路保全活動支援事業

- ・ 伊勢路の各峠道等の周辺において実施される古道の保全活動
- ・ 保全団体等が実施する保全活動に対する支援

〔対象箇所〕

女鬼峠、三瀬坂峠、荷坂峠、ツヅラト峠、一石峠・平方峠・熊ヶ谷道、始神峠、馬越峠、八鬼山越え、三木峠・羽後峠、曾根次郎坂・太郎坂、二木島峠・逢神坂峠、波田須の道、大吹峠、観音道、松本峠、横垣峠、風伝峠、通り峠、浜街道、熊野川、その他知事が必要と認める箇所

② トイレ整備事業

- ・ 伊勢路沿線における観光客用トイレの新設及び改修(洋式化、高機能化等)
- ※ 三重県が指定する伊勢路のトイレサインを掲示すること

③ 案内標識等整備事業

- ・ 伊勢路の案内標識等の新設、更新又は修繕
- ※ 「熊野古道伊勢路案内等表記ガイドライン」(令和5年3月18日策定 熊野古道協働会議)に沿った仕様とすること

補助率・補助限度額

① 伊勢路保全活動支援事業

補助率:補助事業に要する経費の1/2 補助上限額:50万円

② トイレ整備事業

補助率:補助事業に要する経費の1/2 補助上限額:1,000万円

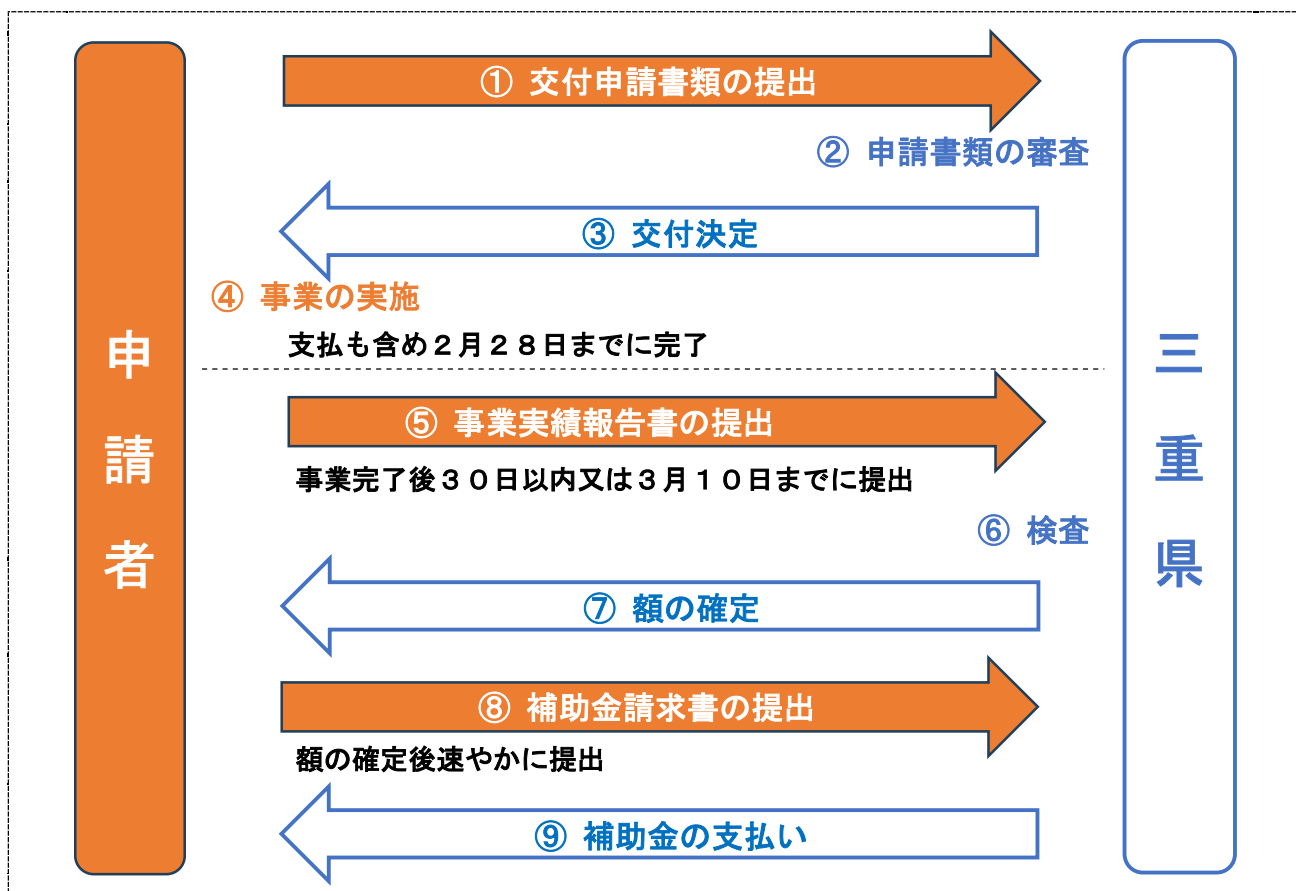
③ 案内標識等整備事業

補助率:補助事業に要する経費の1/3 補助上限額:50万円

ただし、予算の範囲内で必要かつ適当と認められる額とします。

※ 補助対象事業ごとに、補助金の千円未満の端数は切捨て

申請手続き



留意事項

- ・ 補助事業は、補助金の交付決定以後に着手してください。また、支払いも含め、令和8年2月28日までに事業を完了してください。
- ・ 補助金の交付決定後に、経費の配分の変更や補助事業の内容を変更しようとする場合は、変更交付申請書を提出して、あらかじめ承認を受けてください。
- ・ 関係書類(領収書、整備後の写真等)は、事業完了後、5年度間保管してください。
- ・ 本補助金の詳細については、交付要領をご確認ください。

受付期間

令和7年4月1日～令和8年2月13日 17 時

※予算の上限に達した場合は期間中であっても受付を締め切ります。

【問合せ先・申請書等提出先】

〒514-8570 津市広明町 13 番地

三重県 地域連携・交通部 南部地域振興局 東紀州振興課

電話 059-224-2193(受付時間 9時～12 時、13 時～17 時)

E-mail hkishu@pref.mie.lg.jp